

事 務 連 絡
令和3年10月29日

各都道府県消防・防災主管部局 御中
各指定都市消防・防災主管部局 御中

消防庁消防・救急課

消防防災施設・設備の整備のための財政措置活用の手引きの周知等について

今般、令和4年度の予算要望等の参考とするため「令和3年度版消防防災施設・設備の整備のための財政措置活用の手引き」を策定いたしました。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴道府県内の指定都市を除く市区町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び消防本部に対して、速やかに周知いただき、今後の消防防災体制の充実強化に一層努めていただきますようお願いいたします。

なお、今後のスケジュールについて、12月中を目途として「（仮称）令和4年度における消防庁予算（案）及び地方財政措置等の主要項目などについて」、1月下旬を目途として、「令和4年度版消防防災施設・設備の整備のための財政措置活用の手引き」をとりまとめ、周知していく予定としています。

【連絡先】

消防・救急課 山邊、岩崎、大塚
TEL:03-5253-7522
e-mail:syozai@soumu.go.jp

令和3年度版

消防防災施設・設備の整備のための財政措置活用の手引き

令和3年10月
総務省消防庁

(目次)

- 1 消防庁舎（消防本部、消防署所）
- 2 消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽等）
- 3 消防車両資機材等（常備消防、緊急消防援助隊、救助活動等拠点施設）
- 4 消防防災情報通信施設
- 5 消防団、自主防災組織関係
- 6 指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等（消防庁舎及び消防団拠点施設を除く）
- 7 消防学校、広域拠点施設
- 8 共通

財政措置（凡例）

財源		財政措置
無償貸付		緊急消防援助隊の車両資機材、 消防団の救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車及び救助用資機材
補助金	消防防災施設整備費補助金	補助率 1/3 ※過疎地域等は補助率1/2、5.5/10とする嵩上げ措置あり
	緊急消防援助隊設備整備費補助金	補助率 1/2
	消防団設備整備費補助金	補助率 1/3 ※地方負担分2/3に特別交付税措置（措置率0.8）
地方債	一般事業債 （消防・防災施設整備事業）	充当率75%（交付税措置なし）※消防本部庁舎の整備事業（広域化に係るものを除く） 充当率90%（交付税措置なし）
	防災対策事業債 （※充当率・交付税算入率嵩上げ）	充当率75% × 交付税算入率30% 充当率90% × 交付税算入率50% ※防災行政無線デジタル化、広域化、連携・協力、津波浸水移転事業、消防水利施設（更新、長寿命化）、公共施設、公用施設の耐震化
	緊急防災・減災事業債 （令和7年度まで）	充当率100% × 交付税算入率70%
	施設整備事業債（一般財源化分）	充当率1/2または1/3 × 交付税算入率70% ※過疎地域等は充当率の1/2、5.5/10、沖縄は2/3とする嵩上げ措置あり
	公共施設等適正管理推進事業債 （転用、ユニバーサルデザイン） （令和3年度まで）	充当率90% × 交付税算入率30～50% ※財政力補正あり
	公共施設等適正管理推進事業債 （除却） （令和3年度まで）	充当率90%
	辺地及び過疎対策事業債	辺地対策事業債 充当率100% × 交付税算入率80% 過疎対策事業債 充当率100% × 交付税算入率70% ※対象は消防施設（庁舎を除く。） ※補助金の地方負担分 または 地方単独事業に充当可能
一般単独災害復旧事業債		充当率100% × 交付税算入率47.5%～85.5%
特別交付税		措置率 0.5、0.7、0.8など ※財政力補正あり

※地方債の交付税算入率は、元利償還金に対する算入率を記載している。以下同じ。

1 消防庁舎（消防本部、消防署所）

対象	目的		財源	個別資料
消防庁舎 （消防本部、消防署、出張所、 指令センター）	新築、増改築、建替		一般事業債	1-1 (P2)
	広域化に伴う新築、増改築 （消防本部除く）		緊急防災・減災事業債	1-2 (P3)
	津波浸水想定区域からの移転		緊急防災・減災事業債	1-3 (P4)
	洪水浸水等想定区域からの移転 （消防本部除く）		緊急防災・減災事業債	
	耐震化に伴う増改築、移転 （消防本部除く）		緊急防災・減災事業債	1-4 (P5)
	救急隊員等の感染症対策		緊急防災・減災事業債	1-5 (P6)
	女性用施設		特別交付税	1-6 (P7)
	ユニバーサルデザイン化、 バリアフリー化		公共施設等適正管理推進事業債	1-7 (P8)
非常用電源 防災機能の強化 （電源設備等の嵩上げ・ 上層階への移設等）	新設		緊急防災・減災事業債	1-8 (P9)
	更新	単純更新	防災対策事業債	
		機能強化	緊急防災・減災事業債	
災害復旧			一般単独災害復旧事業債	各施設共通 (P50～52)
転用			公共施設等適正管理推進事業債	
除却			公共施設等適正管理推進事業債	

個別資料：〇単位での作成予定（※ユニバーサルデザイン化、転用、災害復旧、除却に関しては、対象となる各施設共通版として作成予定）

2 消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽等）

対象	目的	財源	個別資料
消防水利施設 （耐震性貯水槽、 防火水槽等）	新設	消防防災施設整備費補助金	2-1（P11）
		緊急防災・減災事業債	
	耐震化 （既存の防火水槽を耐震化）	緊急防災・減災事業債	
	更新	消防防災施設整備費補助金	2-2（P12）
		防災対策事業債 （充当率・交付税算入率嵩上げ）	
	長寿命化	防災対策事業債 （充当率・交付税算入率嵩上げ）	
	災害復旧	一般単独災害復旧事業債	各施設共通 （P50・52）
	除却	公共施設等適正管理推進事業債	

3 消防車両資機材等 (常備消防、緊急消防援助隊、救助活動等拠点施設)

対象	目的		財源	個別資料
常備消防の 車両資機材	新設・更新	「整備指針」に基づく 車両数を超えて整備さ れる車両	防災対策事業債	3-1（P14）
		広域化	緊急防災・減災事業債	3-2（P15）
		連携・協力	防災対策事業債 （充当率・交付税算入率嵩上げ）	
		上記以外	施設整備事業債（一般財源化分）	3-3（P16）
緊急消防援助隊の 車両資機材	新設	拠点機能形成車等	無償貸付	3-4（P17）
		消防ポンプ自動車等	緊急消防援助隊設備整備費補助金	
			緊急防災・減災事業債	
	更新		緊急消防援助隊設備整備費補助金	
		単純更新	防災対策事業債	
		機能強化	緊急防災・減災事業債	
救助活動等拠点施設	新設		消防防災施設整備費補助金	3-5（P18）
		緊急消防援助隊用	緊急防災・減災事業債	
	更新		消防防災施設整備費補助金	
		単純更新 （緊急消防援助隊用）	防災対策事業債	
		機能強化 （緊急消防援助隊用）	緊急防災・減災事業債	
災害復旧			一般単独災害復旧事業債	各施設共通 （P50）

4 消防防災情報通信施設

対象		目的		財源		個別資料
消防救急デジタル無線		新設・更新		防災対策事業債		4-1（P20）
	緊急消防援助隊用			緊急消防援助隊設備整備費補助金		
防災行政無線		デジタル化、代替整備		緊急防災・減災事業債		4-2（P21）
		戸別受信機・代替整備 （非適債事業）		特別交付税措置		
		更新	単純更新	防災対策事業債		
			機能強化	緊急防災・減災事業債		
全国瞬時警報システム （Jアラート）		新設・更新		防災対策事業債		4-3（P22）
		情報伝達手段の多重化		緊急防災・減災事業債		
		長周期地震動階級予測値		特別交付税措置		
高機能消防指令センター		新設・更新		消防防災施設整備費補助金		4-4（P23）
				防災対策事業債		
		広域化、連携・協力		緊急防災・減災事業債		
救急安心センター （＃7119）		新設・更新		消防防災施設整備費補助金		4-5（P24）
				防災対策事業債		
防災情報システム		新設		緊急防災・減災事業債		4-6（P25）
		更新	単純更新	防災対策事業債		
			機能強化	緊急防災・減災事業債		
				ソフトウェア、端末	特別交付税措置	
要援護者緊急通報システム		新設・更新		防災対策事業債		4-7（P26）
震度計・自動震度警報装置						
地域衛星通信ネットワーク		第3世代化 （都道府県内の一体整備）		緊急防災・減災事業債		4-8（P27）
		新設・更新		防災対策事業債		
災害時オペレーション システム		新設		緊急防災・減災事業債		4-9（P28）
		更新		防災対策事業債		
		画像伝送システム（施設分）		新設・更新		
災害復旧				一般単独災害復旧事業債		各施設共通 （P50・52）
除却				公共施設等適正管理推進事業債		

5 消防団、自主防災組織関係

対象	目的		財源	個別資料	
消防団拠点施設	新設		緊急防災・減災事業債	5-1（P30）	
	更新	単純更新	防災対策事業債		
		機能強化	緊急防災・減災事業債		
地域防災拠点施設	新設		消防防災施設整備費補助金	5-2（P31）	
			緊急防災・減災事業債		
	更新		消防防災施設整備費補助金		
			単純更新		防災対策事業債
			機能強化		緊急防災・減災事業債
ユニバーサルデザイン化・ バリアフリー化			公共施設等適正管理推進事業債	各施設共通 （P49・ 51・52）	
転用			公共施設等適正管理推進事業債		
除却			公共施設等適正管理推進事業債		
消防団車両資機材等	新設	消防団の救助資機材及び 消防ポンプ自動車 （救助用資機材搭載型）	無償貸付	5-3（P32）	
		消防団の救助用資機材・ 感染対策用資器材	消防団設備整備費補助金	5-4（P33）	
			緊急防災・減災事業債	5-5（P34）	
	更新	単純更新	防災対策事業債		
		機能強化	緊急防災・減災事業債		
初期消火資機材 （小型動力ポンプ等）	新設		緊急防災・減災事業債	5-6（P35）	
	更新	単純更新	防災対策事業債		
		機能強化	緊急防災・減災事業債		
災害復旧			一般単独災害復旧事業債	各施設共通 （P50）	

6 指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等（消防庁舎及び消防団拠点施設を除く）

対象	目的	財源	個別資料	
指定避難所	防災機能の強化 （電源設備等の嵩上げ・ 上層階への移設等）	緊急防災・減災事業債	6-1（P37）	
	施設の修繕、資機材等整備 （非適債事業）	特別交付税措置		
	耐震化	緊急防災・減災事業債		
	生活環境改善	緊急防災・減災事業債	6-2（P38）	
	感染症対策	緊急防災・減災事業債		
公共施設 公用施設	防災機能の強化 （電源設備等の嵩上げ・上層階へ の移設等）	緊急防災・減災事業債	6-3（P39）	
	津波監視カメラ、衛星電話、 無線等（非適債事業）	特別交付税措置	6-4（P40）	
	耐震化	緊急防災・減災事業債		
	災害対策本部室等 （公用施設）	緊急防災・減災事業債		
	公共施設等の耐震診断・調査等 （非適債事業）	特別交付税措置	6-5（P41）	
	津波浸水想定区域からの移転	緊急防災・減災事業債		
	防災計画等の見直し、ハザード マップ等（非適債事業）	特別交付税措置		
防災資機材等備蓄施設及び 拠点避難地	新設	消防防災施設整備費補助金	6-6（P42）	
		緊急防災・減災事業債		
	更新	消防防災施設整備費補助金		
		単純更新		防災対策事業債
		機能強化		緊急防災・減災事業債
	避難施設の修繕・資機材等整備 （非適債事業）	特別交付税措置		
緊急時に避難又は退避するた めの施設（津波避難タワー、活動 火山避難施設等）	新設	消防防災施設整備費補助金 （活動火山避難施設を対象）	6-7（P43）	
		緊急防災・減災事業債		
	更新	消防防災施設整備費補助金 （活動火山避難施設を対象）		
		単純更新		防災対策事業債
		機能強化		緊急防災・減災事業債
避難路・避難階段 非常用電源	新設	緊急防災・減災事業債	6-8（P44）	
	更新	防災対策事業債		
		機能強化		緊急防災・減災事業債
ユニバーサルデザイン化・ バリアフリー化		公共施設等適正管理推進事業債	各施設共通 （P49～52）	
災害復旧		一般単独災害復旧事業債　など		
転用		公共施設等適正管理推進事業債		
除却		公共施設等適正管理推進事業債		

7 消防学校、広域訓練拠点施設

対象	目的	財源	個別資料
消防学校 広域訓練拠点施設	新設・更新	一般事業債	7-1 (P46)
	実践的訓練設備	防災対策事業債	7-2 (P47)
	広域訓練拠点施設	消防防災施設整備費補助金	
	ユニバーサルデザイン化・ バリアフリー化	公共施設等適正管理推進事業債	各施設共通 (P49～52)
	災害復旧	一般単独災害復旧事業債	
	転用	公共施設等適正管理推進事業債	
	除却	公共施設等適正管理推進事業債	

1 消防庁舎（消防本部、消防署所）

1-1 消防庁舎（新築、増改築、建替）

対象事業

○【消防庁舎（消防本部、消防署、出張所）の新築、増改築、建替】

【事業イメージ】



消防本部
(北九州市消防局)



消防本部（消防署併設）
(大阪市消防局)



消防署
(京都市消防局)



出張所
(松山市消防局)

留意事項

○【1-2】広域化に伴う新築・増改築、【1-3】浸水想定等区域からの移転、【1-4】耐震化に伴う増改築、移転については、令和7年度まで緊急防災・減災事業債が活用可能（津波浸水想定区域からの移転及び耐震化を目的とする一部改築又は増改築以外は消防本部庁舎を除く。）

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

○【消防本部庁舎】一般事業債（消防・防災施設整備事業）

充当率 75%

（交付税措置なし）

一般財源 25%

○【消防本部庁舎（広域化に伴うもの）、消防署、出張所】一般事業債（消防・防災施設整備事業）

充当率 90%

（交付税措置なし）

一般財源 10%

1-2 消防庁舎（広域化に伴う新築、増改築）

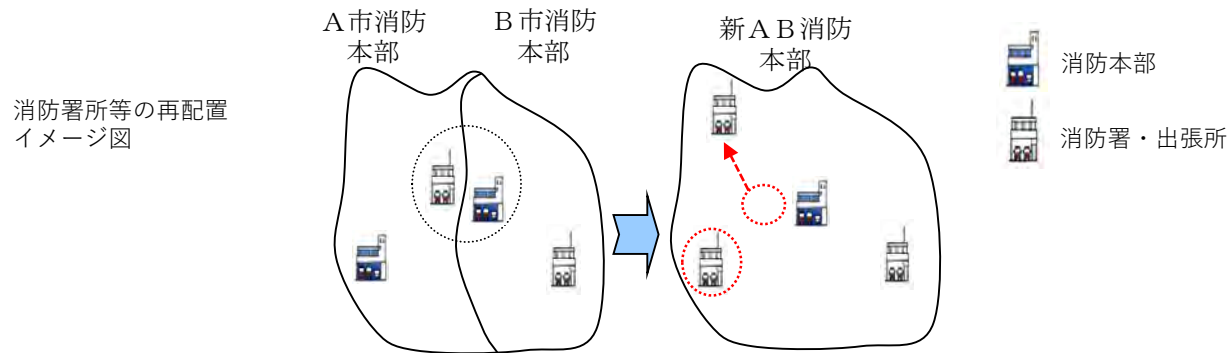
対象事業

- 【広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等（消防署、出張所及び指令センター）の増改築】
（消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものは新築も対象）
- 【広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築】

留意事項

- ・ 広域化後10年度以内に完了する事業
- ・ 広域化前に着手するものも対象。
- ・ 「消防署所等の増改築等」とは、近接する署所を統合し新たに署所を設置する場合や、常備消防を持たない町村の地域を管轄する署所を新設する場合など、機能を強化するための事業。ただし、消防本部（指令センターを除く）、職員宿舎及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象外。
- ・ 「新築が対象となる消防署所の再配置」とは、近接する署所を統合し新たに分署を設置する場合や非常備消防地域を管轄する署所等を新設する場合など

【事業イメージ】



整備事例 奈良県広域消防局 天理消防署（庁舎・訓練施設）

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

1-3 消防庁舎（浸水想定等区域からの移転）

対象事業

- 【施設の大宗が以下①、②の浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた消防庁舎】（用地費も移転前の用地面積を上限として対象）
 - ①「津波浸水想定区域内」からの移転（消防本部、消防署、出張所、指令センター）
 - ②「洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等」からの移転（消防署、出張所及び指令センター）

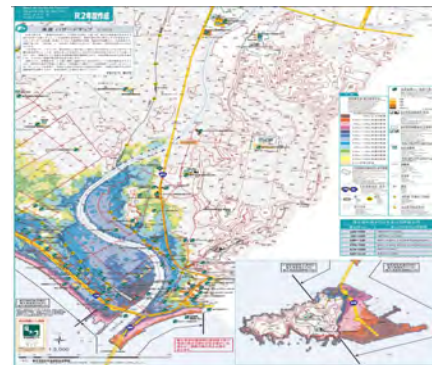
【事業イメージ】



被災状況（津波）



被災状況（浸水）



ハザードマップ



移転整備事例（利尻富士支署）

留意事項

- ・消防庁舎については、原則として、移転前延床面積を上限として、起債対象事業費を算出する。
- ・自治体区域内に高台など適切な移転先がなく、浸水想定等区域内で建て替えざるを得ない状況がある場合は、かさ上げなどの浸水対策等を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられていれば、対象となり得る

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

1-4 消防庁舎（耐震化に伴う増改築、移転）

対象事業

○【地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた消防署所等（消防署、出張所及び指令センター）の耐震化】

・原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象

・消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められるものについては対象（Is 値0.6 未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合）

・移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も対象

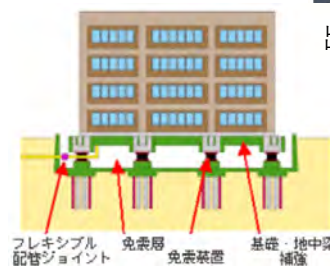
【事業イメージ】



出張所（耐震化建替）



耐震補強工事



免震化工事

留意事項

・耐震化のために全部改築を行う場合、対象となるのは、消防署所等に属する部分及び消防本部のうち消防署所等と同等の機能を有していると認められる部分（消防車両の車庫、資機材庫、自主防災組織等の訓練や研修を行うための部屋など、通常は消防署所等に整備されるものであるが消防本部部分に整備されているもの等）

・耐震補強のほか、制震化、免震化に要する経費も対象。また非構造部材についても、耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要とされたものについては対象

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

○ 緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

1-5 消防庁舎（救急隊員等の感染症対策）

対象事業

- 【感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員等（※）の使用する消防本部、消防署及び出張所の施設及び設備の整備】（※）救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員
 - ・仮眠室・浴室の個室化
 - ・消毒室、トイレ、換気扇等の改修
 - ・非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等の設置 など

【事業イメージ】

○仮眠室の個室化



室外



室内



○消毒室の整備



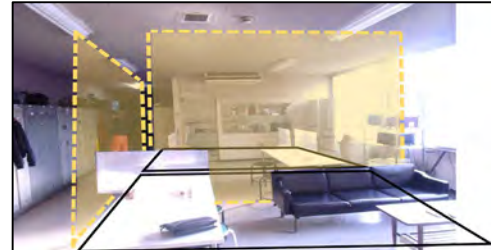
拡大



専用棟



○ 事務室、食堂、待機スペース等の個別化



○トイレの整備



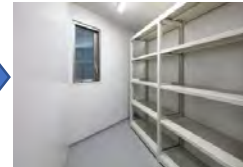
※乾式化・洋式化・自動洗浄

○浴室の個室化



※複数人での入浴から個室化
(ユニットバス室、ユニットシャワー室)

○ 救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備



○ 換気扇の整備



※対象事業についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」（消防消第343号 令和3年8月19日付け通知）も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

など

1-6 消防庁舎（女性活躍のための施設等）

対象事業

○【女性消防吏員の活躍の場を広げるための消防本部・消防署・出張所における、女性用のトイレ、浴室、仮眠室等の整備】

留意事項

・女性が消防署所で勤務する上で標準的に必要となる施設整備（浴室・脱衣所、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面室、その他（浴室トイレユニット等））が対象

【事業イメージ】

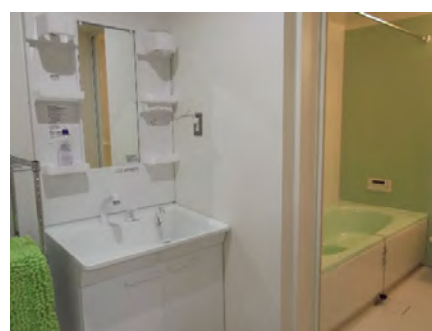


大阪市消防局 東成消防署

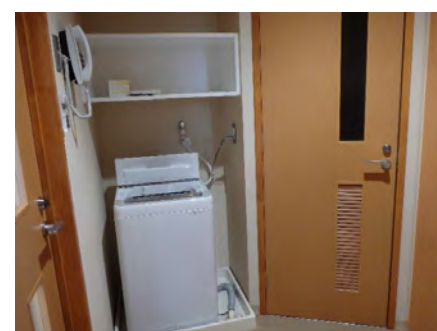
女性活躍のための施設等がある消防署



仮眠室



浴室・洗面室



洗濯室

など

地方財政措置（特別交付税措置、地方債（充当率・交付税措置））

○【消防本部等の女性用施設等】特別交付税（措置率 0.5）（令和 8 年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.5 （財政力補正あり）

一般財源 50%

○【ユニバーサルデザイン化（女性用施設）】公共施設等適正管理推進事業債（令和 3 年度までの時限措置）

充当率 90%

（交付税算入率 30～50% 財政力補正あり）

一般財源
10%

※ユニバーサルデザイン化事業に関する対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

1-7 消防庁舎（ユニバーサルデザイン化）

対象事業

- 【①又は②に該当する事業】＜バリアフリー化、女性用施設等の整備にも活用可能（トイレ、浴室、洗面室、洗濯室等）＞
- ① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業
例）車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
 - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
例）授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】

トイレの洋式化



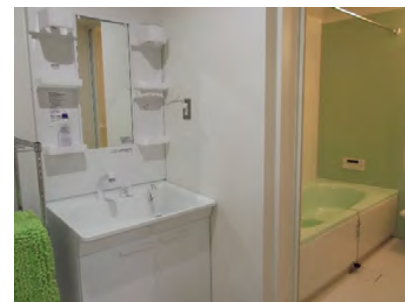
スロープの設置



エレベーターの設置



女性用浴室洗面室



など

留意事項

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ・ 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 公共施設等適正管理推進事業債（令和3年度までの時限措置）

充当率 90%

（交付税算入率 30～50% 財政力補正あり）

一般財源
10%

1-8 非常用電源（防災機能の強化）

対象事業

- 【非常用電源】 災害発生時に当該施設の機能を維持するために整備する非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護版の設置等）や機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費も対象。
- 【防災機能の強化】 電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。

【非常用電源の災害への対策例】

※対象事業についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

浸水に対する対策例

屋上に非常電源を設置



エンジンや燃料庫などを屋上に設置し、浸水対策を講じている



地震に対する対策例

アンカーボルトにて固定



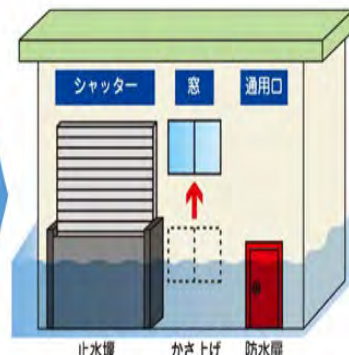
拡大



機械施設等への浸水対策例



浸水被害を受けたポンプ施設



浸水対策のイメージ

など

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・機能強化】 緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【単純更新】 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

2 消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽等）

2-1 消防水利施設（新設、耐震化）

対象事業

- 【新設】
耐震性貯水槽
防火水槽
防災井戸 等
- 【耐震化】
既存防火水槽の耐震化

【事業イメージ】

耐震性貯水槽



防火水槽



防災井戸



留意事項

<補助金関係>

- ・補助率 「耐震性貯水槽」 1/2、「防火水槽（林野分）」 1/3

※防火水槽（林野分）は、「離島、奄美、山村、小笠原、沖縄、過疎地域」に対し5.5/10の嵩上げあり（地震防災対策強化地域は1/2）
 ※地震防災対策特別措置法（以下地防法）、地震防災対策強化地域財政特別措置法（以下財特法）に基づく「耐震性貯水槽」は、地方負担分に一般補助施設整備等事業債（充当率90%、交付税算入率50%）の併用が可能（地防法は令和7年度、財特法は令和6年度まで）。

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設】消防防災施設整備費補助金（「防火水槽（林野分）」の場合、過疎地域等の条件不利地域について補助率を5.5/10以内とする嵩上げ措置あり）
 充当率 90%

補助率 耐震性貯水槽 1/2 防火水槽 1/3 (5.5/10以内)	一般補助施設整備等事業債（交付税措置なし）※	一般財源
--	------------------------	------

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

- 【新設】消防防災施設整備費補助金（地防法、財特法に基づく「耐震性貯水槽」の整備の場合）
 充当率 90%

補助率 耐震性貯水槽 1/2	一般補助施設整備等事業債 ※ （交付税算入率 50%）	一般財源
-------------------	--------------------------------	------

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

- 【新設・既存防火水槽の耐震化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）
 充当率 100%

緊急防災・減災事業債 （交付税算入率 70%）	
-------------------------	--

2-2 消防水利施設（更新・長寿命化）

対象事業

○【更新】

耐用年数経過等の既存の防火水槽等を廃止し、新たに防火水槽等を整備する事業

○【長寿命化】

既存の防火水槽等の有蓋化や内装修繕、鉄骨等による補強等で、使用年数を延長させる事業

【事業イメージ】

防火水槽等の更新



長寿命化



【防火水槽内部写真】支柱等を設置し、水槽強度の強化（長寿命化）

留意事項

<補助金関係>

・補助率「耐震性貯水槽」1/2、「防火水槽（林野分）」1/3

※防火水槽（林野分）は、「離島、奄美、山村、小笠原、沖縄、過疎地域」に対し5.5/10の嵩上げあり（地震防災対策強化地域は1/2）

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

○【更新】消防防災施設整備費補助金「防火水槽（林野分）」の場合、過疎地域等の条件不利地域について補助率を5.5/10以内とする嵩上げ措置あり

補助率 耐震性貯水槽 1/2 防火水槽 1/3 (5.5/10以内)	充当率 90% 一般補助施設等整備事業債 ※ (交付税措置なし)	一般財源
--	--	------

○【更新】消防防災施設整備費補助金(地防法、財特法に基づく「耐震性貯水槽」の整備の場合) ※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

補助率 耐震性貯水槽 1/2	充当率 90% 一般補助施設整備等事業債 ※ (交付税算入率 50%)		一般財源
-------------------	---	--	------

○【更新・既存の防火水槽等の長寿命化】防災対策事業債（令和4年度までの時限措置）※消防水利重点整備計画（木造密集地域）に基づく更新及び長寿命化 ※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

充当率 90% (交付税算入率 50%)		一般財源 10%
-------------------------	--	----------

○【更新・既存の防火水槽等の長寿命化】防災対策事業債 充当率 75%

(交付税算入率 30%)		一般財源 25%
--------------	--	----------

3 消防車両資機材等

(常備消防、緊急消防援助隊、救助活動等拠点施設)

3-1 常備消防の車両資機材

「整備指針」に基づく車両数を超えて整備される車両

対象事業

○【消防本部又は消防署に整備される施設】

高規格救急自動車等（※）で、消防力の整備指針に基づきそれぞれ算定された数を超えて整備される車両等（適債性があるものに限る。なお、適債性がない資機材であっても車両と一体的に整備する場合は資機材も対象）

消防力の整備指針（救急自動車の例）

（救急自動車）

第十三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口10万以下の消防本部又は署所にあつてはおおむね人口2万ごとに1台を基準とし、人口10万を超える消防本部又は署所にあつては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

（※）電源車、特殊災害対応自動車、消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車含む）、はしご付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、指揮車

※対象事業についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

【事業イメージ】

消防ポンプ自動車



高規格救急自動車



化学消防車



はしご自動車



指揮車



など

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

○【新設・更新】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

3-2 常備消防の車両資機材 広域化、連携・協力に伴い整備される車両

対象事業

- 【広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備】
- 【連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備】
(適債性があるものに限る。なお適債性がない資機材であっても車両と一体的に整備する場合は対象)

【事業イメージ】

消防ポンプ自動車



救急自動車



化学消防車



はしご自動車



指揮車



など

留意事項

〈共通事項〉

- ・広域化、連携・協力の実施前に着手するものについても対象
- ・広域化後5年度以内に完了する事業、連携・協力実施計画に位置づけた後5年度以内に完了する事業をそれぞれ対象

〈連携・協力〉

- ・複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は対象

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【広域化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 【連携・協力】防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

3-3 常備消防の車両資機材

対象事業

- 【三位一体改革により廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の設備（常備消防の車両資機材）】
 - ・対象は廃止前の消防防災設備整備費補助金の対象設備（適債性があるものに限る。なお適債性がない資機材であっても車両と一体的に整備する場合は対象）

【事業イメージ】

消防ポンプ自動車



救急自動車



支援車



ヘリコプター



電源車



起震車



大型高所放水車



海水利用型消防水利システム



救助資機材



高度救急処置用資器材



など

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債措置について（平成21年6月15日付け総務省自治財政局調整課長通知）も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設、更新】施設整備事業債（一般財源化分）

充当率 1/3もしくは1/2

※1（交付税算入率 70%）

一般財源 ※2

※1 沖縄振興地域は充当率 2/3、過疎地域、山村地域、離島地域、奄美群島地域、小笠原諸島地域、原発振興地域は充当率 5.5/10
地震防災地域、石油コンビナート等特別防災区域、成田国際空港周辺地域は充当率 1/2 の嵩上げ措置あり

※2 一般財源の他に、一般単独事業債（一般事業）、過疎対策事業債、辺地対策事業債、一般補助施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業等）等を併用し充当することが可能

3-4 緊急消防援助隊の車両資機材

対象事業

- 【緊急消防援助隊の編制に必要な車両資機材等】
 (地方債を活用するものは適債性があるものに限る。なお適債性がない資機材であっても車両と一体的に整備する場合は対象)

【事業イメージ】



留意事項

- ・緊急防災・減災事業債の対象は、車両、ヘリコプター、消防艇及びこれらに付随する資機材（以下、車両等）の新規登録のための整備並びに車両等の高性能なものへの更新、新規登録のために整備する車両等を保管する施設の整備など、大規模災害に対応して、機能を強化するための事業
 ※対象事業、留意事項についての詳細は、補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設、機能強化、更新】 緊急消防援助隊設備整備費補助金

補助率 1/2

充当率 1/2

一般補助施設整備等事業債 ※

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

- 【新設、機能強化】 緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置） 充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 【更新】 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

3-5 救助活動等拠点施設等

対象事業

- 【救助活動等拠点施設】
ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設の全部又は一部有するもの
- 【林野火災用活動拠点広場】
ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設、空中消火等資機材及び自家給油施設の全部又は一部を有するもの

留意事項

〈補助金関係〉

- ・山村振興法に基づく山村振興計画に掲げる林野火災用活動拠点広場は要綱第6条で定める嵩上げ措置あり

〈地方債関係〉

- ・緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設は、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債の活用が可能
- ・緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設とは、燃料貯蔵施設や活動資機材保管施設、ヘリコプター離着陸場等、緊急消防援助隊が長期かつ広範囲に活動するに当たって必要な施設

【事業イメージ】



ヘリコプター離着陸場



自家給油施設



空中消火等資機材 など

※対象事業、留意事項についての詳細は、補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・機能強化・更新】消防防災施設整備費補助金(山村振興計画に掲げる林野火災用活動拠点広場は補助率5.5/10とする嵩上げ措置あり)
充当率 2/3

補助率 1/3

一般補助施設整備等事業債 ※

- 【新設・機能強化（緊急消防援助隊用）】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可
充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【更新（緊急消防援助隊用）】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

4 消防防災情報通信施設

4-1 消防救急デジタル無線

対象事業

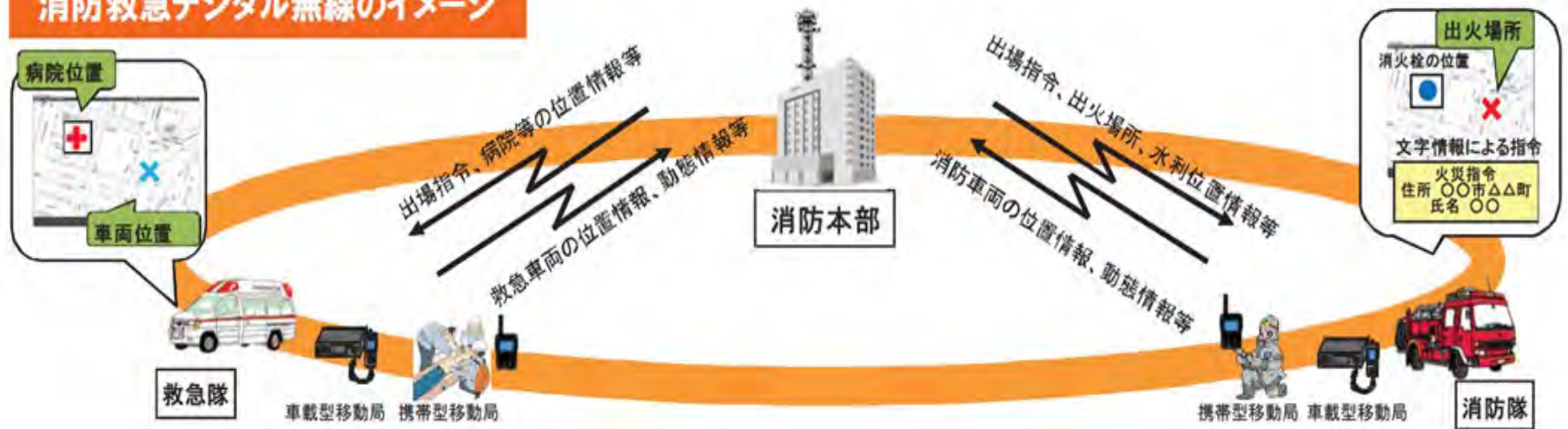
○【消防救急デジタル無線の新設・更新】

消防本部と消防・救急隊を結ぶ無線通信網であり、消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告などに使用される、消防救急活動に必要不可欠な無線網

【事業イメージ】

平成28年5月末までにデジタル化を完了

消防救急デジタル無線のイメージ



※対象事業についての詳細は、補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、補助金）

○【新設・更新】防災対策事業債 充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

○【新設・更新（緊急消防援助隊用）】緊急消防援助隊設備整備費補助金 ※共通波に係るもののみ

充当率 1/2

補助率 1/2

一般補助施設整備等事業債 ※

※ その他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

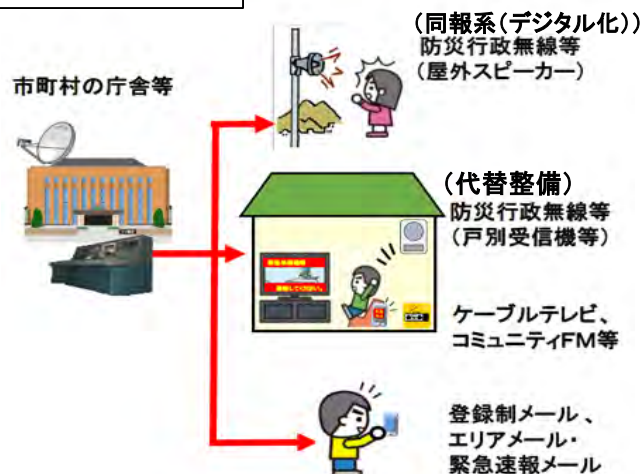
4-2 防災行政無線

対象事業

- 【防災行政無線のデジタル化】 アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合
- 【戸別受信機の設置】 同報系の親局等を整備する場合に、屋外スピーカー等と一体として「戸別受信機」を整備する場合
- 【代替整備】 同報系の「代替」として整備するFM放送、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した情報伝達システムを整備する場合
- 【機能強化】 既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための「機能強化」（音達を改善・視覚効果付き・停電対策を実施した屋外スピーカー等）を図る場合

【事業イメージ】

※対象事業についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください



〈機能強化の例〉

音達を改良した高性能スピーカーへの更新



視覚効果付スピーカーへの更新



パトライト

屋外スピーカーの停電対策



ソーラーパネル

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

- 【デジタル化・戸別受信機（同報系と一体整備）・代替整備・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 【更新】防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

- 【非適債事業（戸別受信機、代替整備）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7 ※

一般財源 30%

※特別交付税措置は貸与する場合に限る（譲渡は対象外）。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象

4-3 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

対象事業

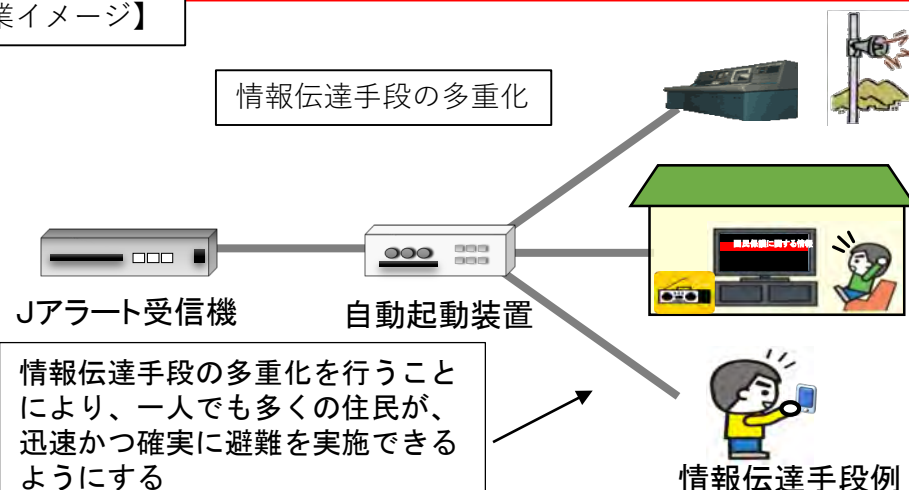
- 【全国瞬時警報システム（以下、Ｊアラート）の新設、更新】
- 【Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化】Ｊアラートと連携していない情報伝達手段の新たな連携（多重化）
- 【Ｊアラートのシステム改修（長周期地震動階級予測値）】緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加することに伴うＪアラートのシステム改修

留意事項

- Ｊアラートと連携していない情報伝達手段の新たな連携（多重化）については、Ｊアラートと連携する情報伝達手段が１手段のみの市町村はもちろん、既に情報伝達手段を複数整備している市町村も対象となる。
- 緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加することに伴うＪアラートのシステム改修については、受信機の外部インタフェースにソケット通信又はファイル連携を使用している団体において、自動起動装置の改修が必要となった場合に対象となる。

※対象事業、留意事項についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

【事業イメージ】



地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

- 【情報伝達手段の多重化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【新設・更新】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

- 【システム改修（長周期地震動階級予測値）】特別交付税 措置率0.7（令和3年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源 30%

4-4 高機能消防指令センター

対象事業

- 【高機能消防指令センターの新設、更新】
- 【広域消防運営計画等及び連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの共同化】

留意事項

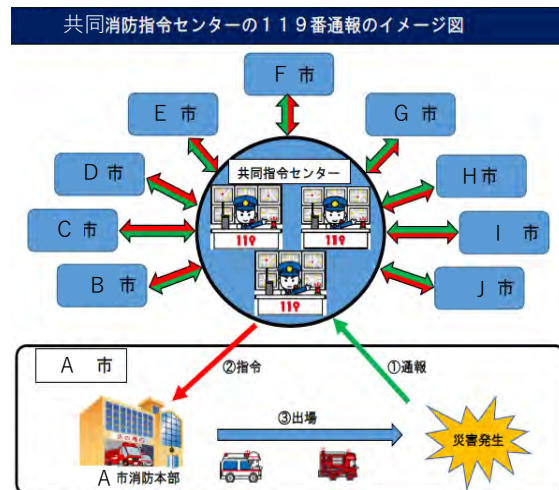
< 共通 >

- ・広域化、連携・協力の実施前に着手するものについても対象
- ・広域化後10年度以内に完了する事業、連携・協力実施計画に位置づけた後10年度以内に完了する事業をそれぞれ対象

< 連携・協力 >

- ・「消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」（令和3年3月22日付け消防庁消防・救急課長通知）に掲げる事項（相互応援体制、高度な運用、人員の効率的な配置、現場要員の増強、整備費及び維持管理費の削減効果）を計画に記載する必要

【事業イメージ】



消防指令センターの共同化イメージ図

共同指令センター運用状況

※対象事業についての詳細は、補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・更新】消防防災施設整備費補助金

充当率 2/3

補助率 1/3

一般補助施設整備等事業債 ※

- 【新設・更新】防災対策事業債

充当率 75%

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

- 【広域化、連携・協力】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

4-5 救急安心センター事業（＃7119）

対象事業

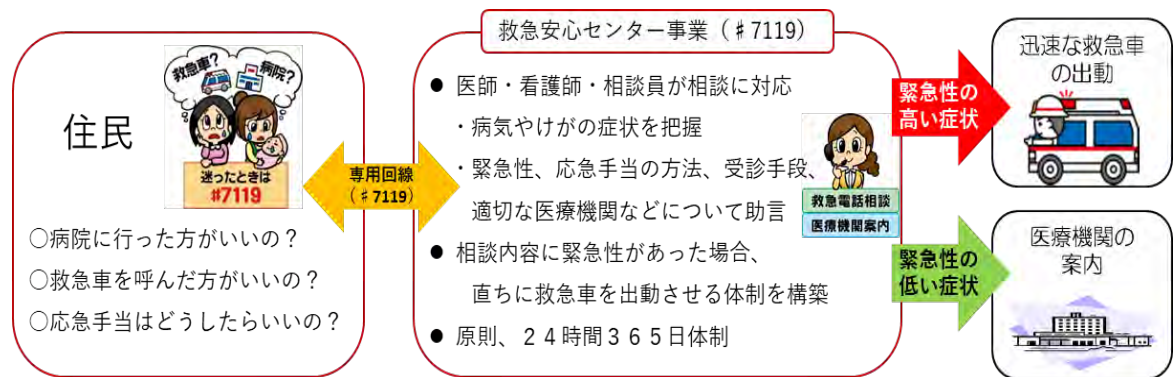
○【救急安心センター事業（＃7119）施設・設備の新設、更新】

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることのできる救急安心センターの整備

【事業イメージ】



救急安心センターおおさか



※対象事業についての詳細は、補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

○【新設・更新】消防防災施設整備費補助金

充当率 2/3

補助率 1/3

一般補助施設整備等事業債 ※

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

○【新設・更新】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

留意事項

○救急安心センター事業（＃7119）に関する「運営費」については、都道府県・市町村に対して特別交付税措置（措置率0.5）を講じている

4-6 防災情報システム

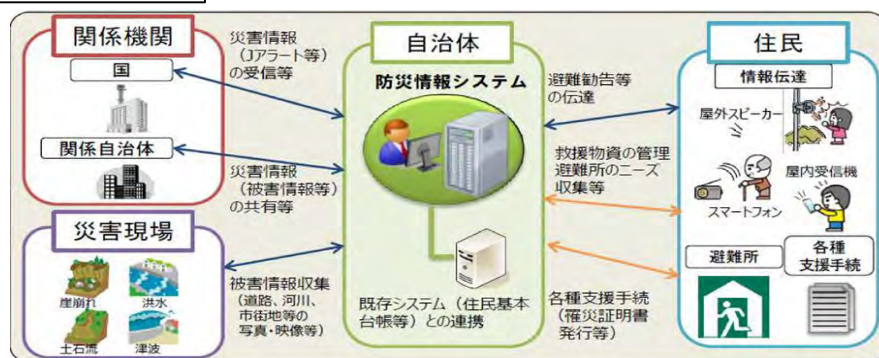
対象事業

○【防災情報システムの新設、更新】

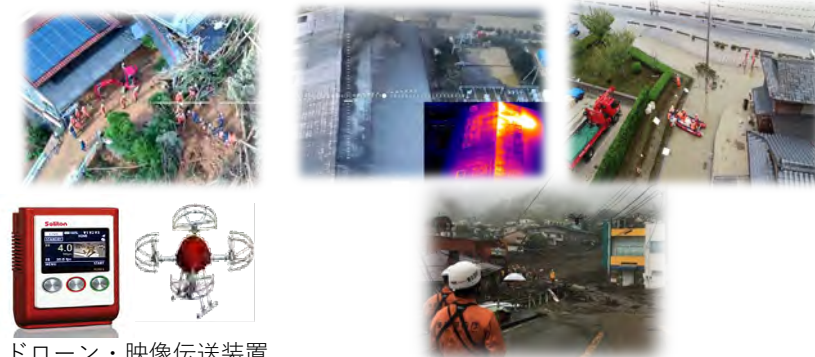
- ①河川水位情報やドローンからの映像等を関係機関や避難所に送り、警報等を呼びかけるシステム
- ②被災者関連機能（被災者台帳管理等）、避難所関連機能（避難所のニーズ把握等）、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム
- ③災害情報伝達手段への一斉送信システム
- ④携帯電話網等を活用した情報伝達システム

○【既存の防災情報システムの改修（機能強化）】 サーバーの設置等と一体的に行うソフトウェアの追加に要する経費

【事業イメージ】



災害現場でのドローン活用



ドローン・映像伝送装置

留意事項

※対象事業、留意事項についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

- ・携帯電話網等を活用した情報伝達手段の個別端末配備及び必要となる庁舎側設備のソフト改修等並びに一斉送信機能導入に伴うシステム改修等については、特別交付税措置（措置率0.7）を講じている

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

○【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

○【更新】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

○【非適債事業（個別端末整備、庁舎側設備のソフト改修等）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源30%

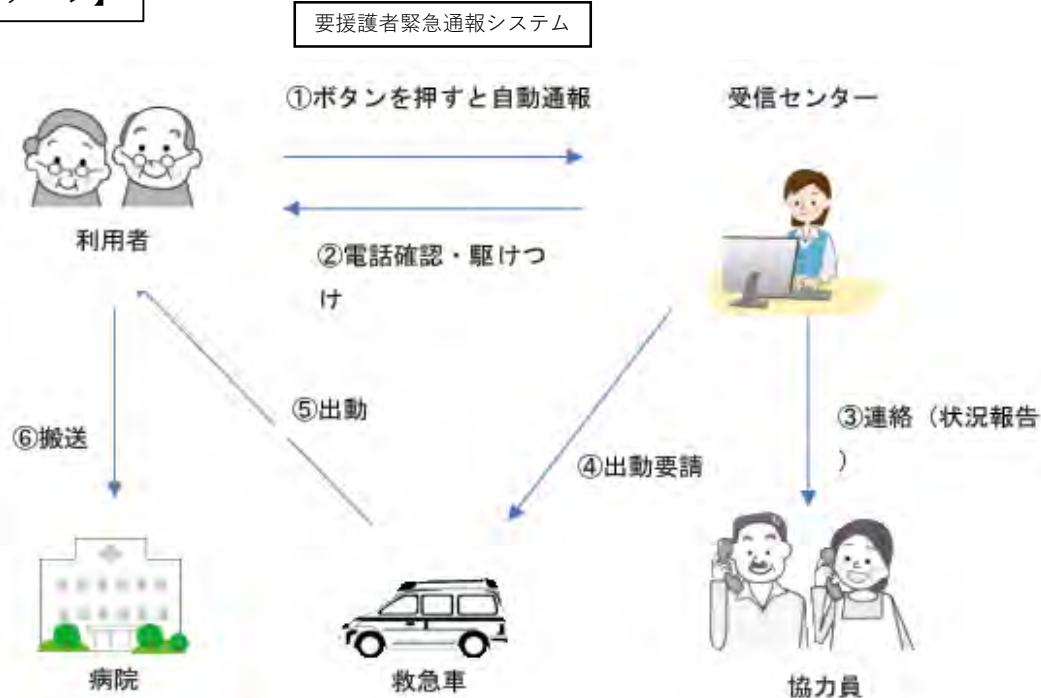
※特別交付税措置は貸与する場合に限る（譲渡は対象外）。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象

4-7 要援護者緊急通報システム 震度計・自動震度警報装置

対象事業

- 【要援護者緊急通報システムの新設、更新】
- 【震度計・自動震度警報装置の新設、更新】

【事業イメージ】



震度計



地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・更新】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

4-8 地域衛星通信ネットワーク

対象事業

- 【地域衛星通信ネットワークの新設、更新】
- 【地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの整備（都道府県庁と都道府県内の全市町村を結ぶ一体的な整備）】
- 【地域衛星通信ネットワークシステム負担金（市町村分）】

【事業イメージ】

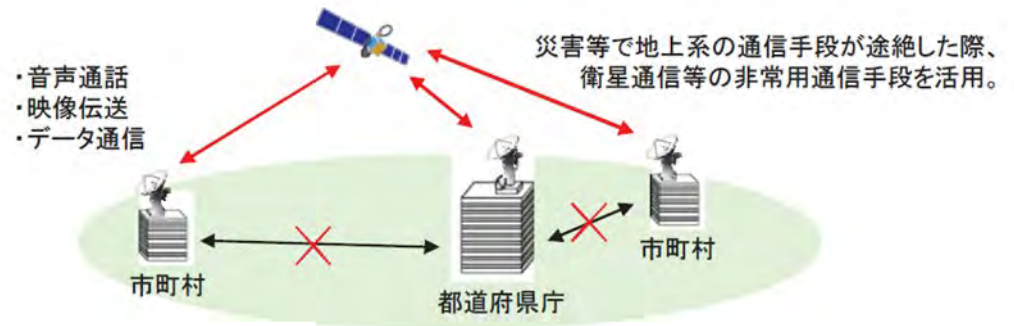
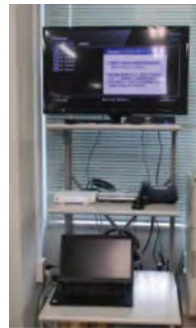
（参考）地域衛星通信ネットワーク第3世代システム



県庁局（高知県）



市町村局（高知県宿毛市）



留意事項

※対象事業、留意事項についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

緊急防災・減災事業債の対象となる衛星通信システムの整備（都道府県庁と都道府県内の全市町村を結ぶ一体的な整備）は以下の要件を全て満たすもの（地域衛星通信ネットワークの第3世代システム）であることが必要

- ・災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保
- ・災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやりとりできるだけの充分な回線容量を常に確保
- ・被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワーク

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

- 【新設・更新（第3世代化（都道府県内の一体整備））緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）】
充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【新設・更新】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

- 【非適債事業（市町村が負担するシステム負担金）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源30%

4-9 災害時オペレーションシステム

対象事業

- 【災害時オペレーションシステムの新設、更新】
災害対策本部や消防本部等に設置する、ヘリテレ、ドローン及び地上設置カメラによる画像等をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能等を有するシステム
- 【画像伝送システム（施設分）の新設、更新】

【事業イメージ】



財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、補助金）

- 【新設】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置） 充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【更新】防災対策事業債 充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

- 【画像伝送システムの新設・更新】消防防災施設整備費補助金

充当率 1/2

補助率 1/2

一般補助施設整備等事業債 ※

※対象事業についての詳細は、補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

5 消防団、自主防災組織関係

5-1 消防団拠点施設

対象事業

- 【消防団拠点施設】災害時に消防団の活動拠点となるよう備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団の訓練・研修等が行える公共施設「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」（平成26年3月28日付け消防災第122号通知）（以下、通知）

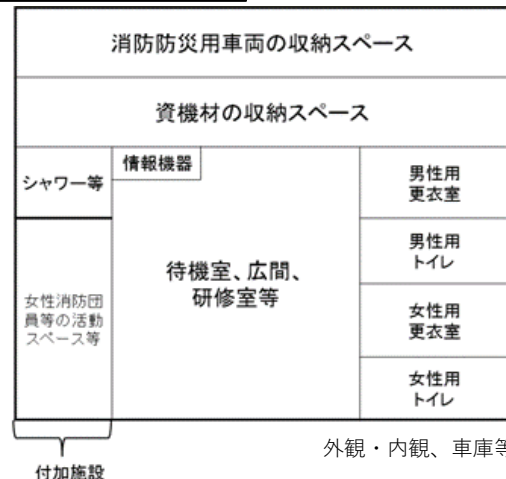
留意事項（通知で定める標準的な考え方など）

<標準的に整備することが必要な施設・機能>

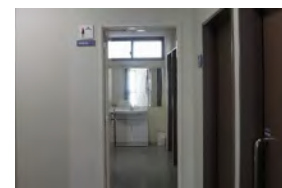
- ・団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備、発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
- ・消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備
- ・消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備、無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備
- ・女性用トイレ・更衣室の設置、火災予防啓発活動等の準備に資する女性消防団員等の活動スペース

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、通知も参照ください

【事業イメージ】



資機材の収納スペース



女性団員専用施設（トイレ、洗面台、浴室）

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

5-2 地域防災拠点施設

対象事業

- 【地域防災拠点施設】災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」（平成26年3月28日付け消防第122号通知）（以下、通知）

留意事項

（通知で定める標準的な考え方など）

<標準的に整備することが必要な施設・機能>

- ・団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備、発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
- ・消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備
- ・消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備、無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備
- ・女性用トイレ・更衣室の設置、火災予防啓発活動等の準備に資する女性消防団員等の活動スペース
- ・住民や自主防災組織向け備蓄物資や資機材を収納する備蓄スペースの整備、自主防災組織等の会議や研修のための研修室の整備
- ・市町村の防災部局との連携強化（市町村の防災拠点施設の整備）

※対象事業、留意事項についての詳細は補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、通知も参照ください

【事業イメージ】

外観・内観、備蓄倉庫、資機材庫等

備蓄スペース （地域住民向けの食料や資機材の保管庫） ※ 消防防災施設整備費補助金においては30㎡以上	消防防災用車両の収納スペース	
	資機材の収納スペース	
	情報機器	男性用更衣室
自主防災組織等の活動スペース等	待機室、広間、研修室等	
	・台所や収納場所に加え、団員1人当たり1㎡～1.5㎡程度を目安 又は ・団員に教育・訓練をスクール形式等で行うことを想定した十分なスペースを確保	
	女性用更衣室	
		女性用トイレ



女性専用施設（トイレ、洗面台、浴室）



活動スペース、広間、研修室等

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・更新、機能強化】消防防災施設整備費補助金

充当率 90%

補助率(備蓄倉庫(地域防災拠点施設)) 1/3

一般補助施設整備等事業債（交付税措置なし）※

一般財源

- 【新設】消防防災施設整備費補助金(地防法に基づく「備蓄倉庫（地域防災拠点施設）」の整備の場合)

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

充当率 90%

補助率(備蓄倉庫(地域防災拠点施設)) 1/2

一般補助施設整備等事業債 ※
(交付税算入率 50%)

一般財源

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

(交付税算入率 70%)

5-3 消防団車両資機材（無償貸付）

対象事業

- 【消防団の教育訓練を通じて災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した消防団車両及び夜間活動、水難救助活動における救助用資機材の無償貸付を実施】

【事業イメージ】

無償貸付車両

救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車



無償貸付資機材

夜間活動用器具



発電機



投光器



安全装備品等 ※2

水災用器具及び水難救助用器具



排水ポンプ



救助ボート



救命胴衣 ※1



安全装備品等 ※2

車両積載救助用資機材



コンビットツール



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ
など

留意事項

- ・貸付先市町村は都道府県が提出する「推薦報告書」を受け、消防庁が決定する。
- ・貸付を受けた市町村においては、毎年、貸付を受けた車両及び資機材を用いた訓練を実施し所定の様式により報告する。
- ・車両登録に係る自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険に関する費用並びに廃棄に要する費用は、全て借受市町村の負担となる。

5-4 消防団車両資機材（消防団設備整備費補助金）

対象事業

○【消防団救助能力向上資機材緊急整備事業】

- ・ 発電機、投光器、排水ポンプ、ボート、救命胴衣等、切創防止用保護衣等、AED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、トランシーバー

補助対象資機材等（例）

救急救助用器具



A E D



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ

夜間活動用器具



投光器



発電機

水災用器具又は水難救助用器具



排水ポンプ



救助ボート※1



救命胴衣

安全装備品



切創防止用保護衣等※2

トランシーバー



- ※1 救命胴衣のほか、俯瞰、フローティングローブを含む
- ※2 切創防止用保護衣のほか、対切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクを含む

留意事項

- ・ 各市町村等からの要望数、要望額に上限なし（ただし、予算額を超えた場合は、調整することがある）。
- ・ 前年度末に要望調査を実施し、年度当初に交付決定を実施する。その後は予算残額を考慮し、適宜、要望調査を実施する。

財政措置（国庫補助金及び地方負担分に対する特別交付税措置）

○ 消防団設備整備費補助金

補助率 1/3	特別交付税 措置率 0.8	一般財源
---------	---------------	------

5-5 消防団車両資機材（緊急防災・減災事業債等）

対象事業

- 【消防団活動を行うにあたり必要となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等の整備】
【例：車両の新設のほか、古い型の車両を最新型に置換えるなど】
（適債性があるものに限る。なお適債性がない資機材であっても車両と一体的に整備する場合は対象）

【事業イメージ】

車両



消防ポンプ自動車



小型動力ポンプ搬送車

資機材



A E D



救助ボート



エアテント



可搬型小型動力ポンプ

など

留意事項

- ・緊急防災・減災事業債の対象は、東日本大震災を教訓として、津波災害等の大規模災害において住民の安全に直結する消防団の強化に係るものを対象とし、消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等の消防団の機能強化を図るための事業
（車両の新設のほか、旧型の車両を新型に置換えるなど、消防団の機能強化を目的とした更新を含む。）

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債措置について（平成21年6月15日付け総務省自治財政局調整課長通知）も参照ください。

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【新設、更新】施設整備事業債（一般財源化分）

充当率 1/2 ※1

（交付税算入率 70%）

一般財源 ※2

※1 過疎地域、離島地域、奄美群島地域、小笠原諸島地域、は充当率 5.5/10の嵩上げ措置あり

※2 一般財源の他に、一般単独事業債（一般事業）、過疎対策事業債、辺地対策事業債等を併用し充当することが可能

5-6 初期消火資機材

対象事業

- 【初期消火資機材】可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火）、その他初期消火活動に必要な資機材
（適債性があるものに限る。なお適債性がない資機材であっても車両と一体的に整備する場合は対象）

留意事項

- ・整備する場合における地域防災計画との整合性については、整備の必要性や地域の実情に応じた計画的な配置とともに、自主防災組織の育成や活動（消火訓練や資機材の点検等）に関する内容も求められる

【事業イメージ】



可搬型小型動力ポンプ



軽可搬ポンプ



組立型水槽

など

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債措置について（平成21年6月15日付け総務省自治財政局調整課長通知）も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【新設、更新】施設整備事業債（一般財源化分）

充当率 1/2 ※1

（交付税算入率 70%）

一般財源 ※2

※1 過疎地域、離島地域、奄美群島地域、小笠原諸島地域、は充当率 5.5/10 の嵩上げ措置あり

※2 一般財源の他に、一般単独事業債（一般事業）、過疎対策事業債、辺地対策事業債等を併用し充当することが可能

**6 指定避難所、
災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、
社会福祉事業の用に供する公共施設等
（消防庁舎及び消防団拠点施設を除く）**

6-1 指定避難所 (防災機能の強化、修繕、資機材整備、耐震化)

対象事業

- 【指定避難所の防災機能の強化】
電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。
- 【地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた指定避難所の耐震化】
- 【避難施設の修繕、資機材等整備】（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等）

【事業イメージ】

防災機能の強化



止水板



避難階段の設置



安全性向上のための改修

耐震化



耐震化工事

施設の修繕、資機材等整備



非常用発電機



暖房器具 など

留意事項

< 防災機能の強化 >

社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む（地方公共団体の補助金を限度とする。）

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

- 【防災機能の強化・耐震化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【非適債事業（避難施設の修繕・資機材等整備）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源 30%

6-2 指定避難所 (生活環境改善、感染症対策)

対象事業

○【指定避難所の生活環境改善・感染症対策】

トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等の整備

【事業イメージ】

生活環境の改善

感染症対策



空調設備



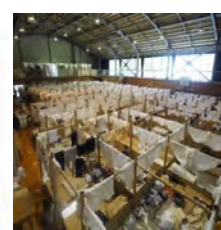
傾斜路の設置（バリアフリー化）



授乳室の設置



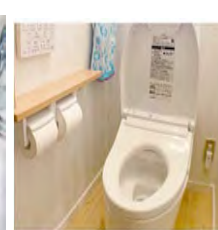
Wi-Fi



非接触対応設備



洗面所



トイレの乾式化、洋式化



換気扇の整備
など

留意事項

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

- ・上記の対象事業のほか、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等も対象
- ・空調設備の整備については、電気、都市ガス、LPGガス等で整備する場合のいずれも対象
- ・Wi-Fiの整備については、制御・監視装置（例：運用管理用サーバやシステム等）、電源設備（例：蓄電池、無停電電源装置等）、伝送路設備（例：光ファイバーケーブル、引込線等）を指定避難所におけるWi-Fiアクセスポイントとあわせて整備する場合に対象
- ・新たに公共施設等を整備する場合には、施設設置条例に定められている主たる目的に即した事業債を充当しますが、例えば、体育館を整備する場合に完成後の施設を指定避難所に位置づけることを前提に避難者の生活環境の改善を目的として行われる空調整備は対象（空調整備以外は学校教育施設等整備事業債の対象）

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

○【生活環境改善・感染症対策】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

6-3 公共・公用施設 (防災機能の強化、津波監視カメラ等)

対象事業

○【公共施設・公用施設（以下、公共施設等）の防災機能の強化】

電源設備等の高上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。

<非適債事業>

○【公共施設等の防災体制の強化（津波監視カメラ、車載用防災行政無線、衛星電話、無線、非常用発電機等）】

【事業イメージ】

防災機能の強化



止水板



避難階段の設置



電気設備高上げ



安全性向上のための改修

<非適債事業>

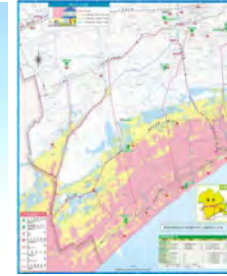
津波監視カメラ等



避難標識の設置



津波監視カメラ



津波等ハザードマップ



無線

など

※対象事業についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

○【防災機能の強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

○【非適債事業（公共施設の防災体制の強化）特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源 30%

6-4 公共・公用施設 (耐震化、災害対策本部室等)

対象事業

- 【地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた公共施設等の耐震化】
 - 【災害対策本部室等の整備】災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）の整備
- <非適債事業>
- 【公共施設等の耐震診断・調査（庁舎、避難所、社会福祉施設など防災拠点となる公共施設等や、学校施設、不特定多数の者が利用する施設の天井脱落対策に係る点検経費含む）】

【事業イメージ】

耐震化



耐震化工事



災害対策本部室



災害対策本部員室



災害対策本事務局室

※対象事業についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

留意事項

<災害対策本部室等の整備>

- ・地域防災計画等に位置付けられる施設が対象
- ・一部改築又は増築による整備のほか、庁舎の建替事業における整備が対象（庁舎の建替えは耐震化が未実施の本庁舎）

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

- 【耐震化、災害対策本部室等の整備】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 【非適債事業（公共施設等の耐震診断・調査等）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源 30%

6-5 公共・公用施設 (津波浸水想定区域からの移転)

対象事業

- 【津波浸水想定区域からの移転】施設の大宗が津波浸水区域内にあり災害時に災害拠点となる公共施設、公用施設（以下公共施設等）等
<非適債事業>
- 【市町村防災計画等の見直し、被害想定の見直し（被害想定見直し、津波避難計画策定等）、津波浸水予測図、避難標識、海拔表示板等の整備、液状化調査、津波等ハザードマップ、防災教育・普及啓発（津波避難訓練、防災学習システムの見直し、防災情報の提供等）】

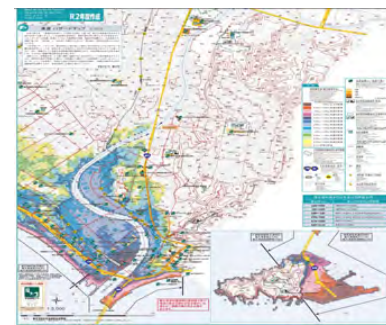
【事業イメージ】



被災状況



津波浸水想定イメージ



ハザードマップ

留意事項

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

<津波浸水想定区域からの移転>

- ・災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園、特別支援学校、認定こども園）も対象
- ・自治体区域内に高台など適切な移転先がなく、浸水想定等区域内で建て替えざるを得ない状況がある場合は、かさ上げなどの浸水対策等を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられていれば、対象となり得る

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【津波浸水想定区域からの公共施設等の移転】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 【非適債事業（市町村防災計画等の見直し、津波等ハザードマップ等）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源 30%

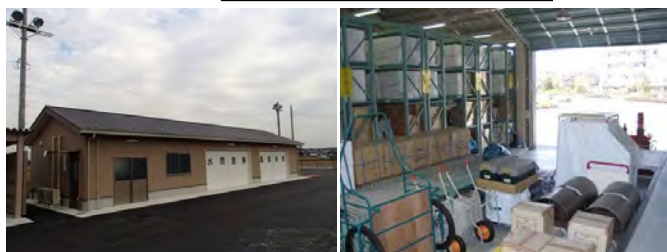
6-6 防災資機材等備蓄施設、拠点避難地

対象事業

- 【防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設）の整備】
- 【避難施設の修繕、資機材等整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等）】

【事業イメージ】

防災資機材等備蓄倉庫



拠点避難地



夜間照明

備蓄倉庫

※対象事業、留意事項についての詳細は補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）

- 【新設・更新】消防防災施設整備費補助金

充当率 90%

補助率（備蓄倉庫） 1/3

一般補助施設整備等事業債

一般財源

- 【新設・更新】消防防災施設整備費補助金(地防法、財特法に基づく「備蓄倉庫」の整備の場合)

充当率 90%

補助率（備蓄倉庫） 1/2

一般補助施設整備等事業債
(交付税算入率 50%)

一般財源

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 【更新】防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

- 【非適債事業（避難施設の修繕・資機材等整備）】特別交付税 措置率0.7（令和7年度までの時限措置）

特別交付税 措置率 0.7

一般財源 30%

6-7 緊急時に避難又は退避するための施設 (津波避難タワー、活動火山避難施設等)

対象事業

- 【緊急時に避難又は退避するための津波避難タワー、活動火山避難施設等の整備】

【事業イメージ】

津波避難タワー



活動火山避難施設等



避難壕



弥陀ヶ原（富山県立山町）民間所有施設の退避舎改修事業



など

※対象事業、留意事項についての詳細は補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

留意事項

< 補助金関係 > 活動火山避難施設等

補助率 原則 1 / 3 (※ 8 火山については 1 / 2) ※活動火山対策特別措置法第14条に規定された避難施設緊急整備地域にある桜島、阿蘇山、有珠山、伊豆大島、十勝岳、雲仙岳、三宅島、霧島山（新燃岳）【補助金の充当残額の80%について特別交付税措置あり】

財政措置（補助金、地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・更新】消防防災施設整備費補助金

充当率 90%

補助率 1/3

一般補助施設整備等事業債

一般財源

- 【新設・更新（避難施設緊急整備地域 8 火山）】消防防災施設整備費補助金

補助率 1/2

特別交付税 措置率 0.8※

一般財源

※この他、一般補助施設整備等事業債を充当することも可能(充当率90%,元利償還金に対し特別交付税措置率0.8を講じている)

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 【更新】防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

6-8 避難路、避難階段、非常用電源

対象事業

- 【避難路、避難階段】避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等
- 【非常用電源の整備】災害発生時に当該施設の機能を維持するために整備する非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設。防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）

【事業イメージ】

避難路



避難階段



非常用電源



変電設備



自家発電設備



災害対応型LPガスバルク供給システム

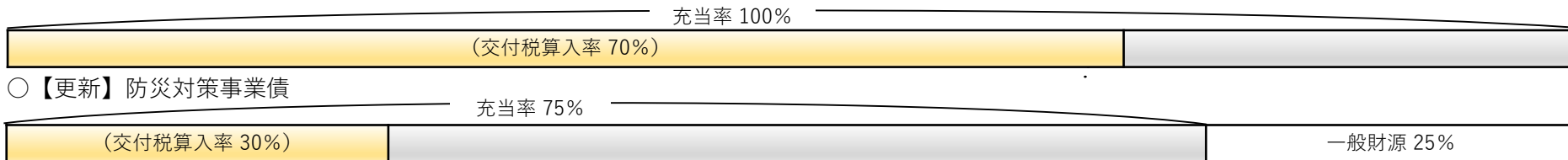
※対象事業、留意事項についての詳細は補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

留意事項

- ・社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。）

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）



7 消防学校、広域拠点施設

7-1 消防学校

対象事業

- 【消防学校の新築、増改築、建替】
- 【消防学校の各施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化】
 - ①又は②に該当する事業 【女性用施設等の整備にも活用可能（トイレ、浴室、洗面室、洗濯室等）】
 - ① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業
例）車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
 - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
例）授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】

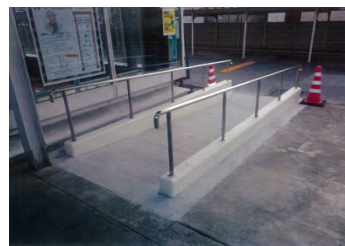


香川県消防学校

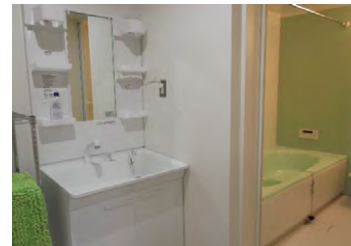
消防学校の新築、増改築、建替



多目的トイレの整備



段差解消（スロープの設置）



女性職員用浴室洗面室



女性職員用洗濯室

留意事項

<ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化事業>

- ・公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ・個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

○【消防学校の新築、増改築、更新】一般事業債 充当率 90%

一般事業債（交付税措置なし）

一般財源10%

○【ユニバーサルデザイン化（女性用施設等）】公共施設等適正管理推進事業債（令和3年度までの時限措置）

充当率 90%

（交付税算入率 30～50% 財政力補正あり）

一般財源10%

7-2 消防学校（実践的訓練施設）、広域訓練拠点施設

対象事業

○【実践的訓練施設の新設・更新】

「消防学校における実践的訓練施設の整備の促進について」（令和3年3月9日付け消防消第59号消防庁消防・救急課長）に基づいて整備される模擬消火訓練装置（AFT）、実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）

○【広域訓練拠点施設の新設・更新】

比較的大規模な災害又は特殊な災害等の発生時に備え、実効性のある消防応援体制を確立するため、都道府県内の複数の消防機関が合同で訓練を実施することができる施設

【事業イメージ】

実践的訓練施設



模擬消火訓練装置（AFT）



実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）

広域訓練拠点施設



広域訓練拠点施設の整備



留意事項

<補助金関係>

【広域訓練拠点施設】緊急消防援助隊等による人命救助等が有効に行なわれるよう、大規模な救助事案を想定した合同訓練等を行なうための施設

※対象事業、留意事項についての詳細は、補助要綱、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、補助金）

○【実践的訓練施設の新設・更新】防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

○【広域訓練拠点施設の新設・更新】消防防災施設整備費補助金

充当率 90%

補助率（広域訓練拠点施設）1／3

一般補助施設整備等事業債（交付税措置なし）

一般財源

8 共通の財政措置

共通-1 ユニバーサルデザイン化

対象事業

- 【①又は②に該当する事業】＜バリアフリー化、女性施設等の整備にも活用可能（トイレ、浴室、洗面室、洗濯室等）＞
- ① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業
例）車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
 - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
例）授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】

トイレの洋式化



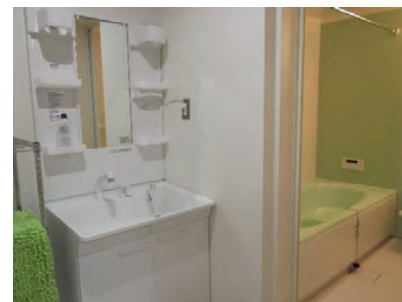
スロープの設置



エレベーターの設置



女性用浴室洗面室



留意事項

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ・ 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 公共施設等適正管理推進事業債（令和3年度までの時限措置）

充当率 90%

（交付税算入率 30～50% 財政力補正あり）

一般財源
10%

共通-2 災害復旧（消防防災関係）

対象事業

○【一般単独災害復旧事業】

災害により地方公共団体が管理している施設が被害を受けた際、施設を原形に復旧する災害復旧事業が対象。例えば、豪雨災害により公用車や消防車両が水没した場合の新たな購入、被災した庁舎（自治体庁舎、消防庁舎、消防団拠点施設等）の原型復旧（移転建替可）等

留意事項

<施設（自治体庁舎、消防庁舎、消防団拠点施設等）>

- ・原則、被災前延床面積が上限。また被災前延床面積が被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり35.3㎡を乗じて得た面積を下回る場合、当該面積が上限
- ・被災した施設の原型復旧する際に、当該施設の復旧と併せて整備する備品についても、①～③の要件を全て満たす場合は、20万円未満のものであっても対象（①当該施設の事業目的のために整備することが必要不可欠なもの、②当該地方公共団体において、備品として取り扱われるもの、③被災した備品と品質・価格等が同程度のもの）
- ・自治会等が所有する消防団詰所（消防団拠点施設）についても、地方公共団体が当該施設を取得して原形復旧する場合には対象

【事業イメージ】

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください



地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

○ 一般単独災害復旧事業債

充当率 100%

（交付税算入率 47.5～85.5% 財政力補正あり）

共通-3 転用

対象事業

○【個別施設計画に位置付けられた施設（消防庁舎等）の転用事業】

留意事項

- ・ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象外。
- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出。
（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）
- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

【事業イメージ】



消防出張所 等



自治会館に転用するための改修等



地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

○ 公共施設等適正管理推進事業債（令和3年度までの時限措置）

充当率 90%

（交付税算入率 30～50% 財政力補正あり）

一般財源
10%

共通-4 除却

対象事業

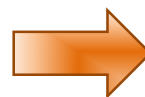
- 【公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却であって、公共施設等総合管理計画に基づくもの】

留意事項

- ・解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

【事業イメージ】



地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 公共施設等適正管理推進事業債（令和3年度までの時限措置）

充当率 90%

（交付税措置なし）

一般財源
10%